令和４年 12 月５日

部内各所属長　殿

建設技術企画課長

建設業法施行令の一部を改正する政令について

このことについて、国土交通省から別添のとおり通知がありましたので、送付します。

事　務　連　絡
令和４年１１月１８日

各地方整備局等建設業担当部長　殿
各都道府県建設業主管部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令について

本日、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号。以下「令」という。）において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ並びに技術検定制度の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第３５３号）」が公布されました。

つきましては、本改正政令の内容及び留意事項について、下記のとおりお知らせしますので、適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いします。

記

１．金額要件の見直し

本改正政令により、以下のとおり金額要件の見直しを行った。これらの改正は、いずれも令和５年１月１日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなる。

- 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）から4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）に引き上げ。
- 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）から4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）に引き上げ。
- 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3500万円から4000万円に引き上げ。

これらの施行に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

（１）監理技術者から主任技術者への途中交代、専任から非専任への変更等について

監理技術者又は主任技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成１６年国総建第３１５号）において、建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代（以下「途中交代」という。）は慎重かつ必要最小限とすることとされている。

このため、本改正政令の施行後、工期途中において途中交代を行うことについては、請負契約の当事者間で協議（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては発注者との協議、下請業者にあっては注文者たる建設業者との協議）を行うこととし、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

また、本改正政令の施行後、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについても、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

さらに、請け負った建設工事が、本改正政令の施行後、工期途中において特定専門工事に該当することとなった場合には、元請負人及び下請負人の合意により、当該建設工事における下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる。この場合においても、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

（２）施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて

改正後の金額要件において施工体制台帳の作成・備置き義務及び施工体系図の作成・掲示義務の適用外となる工事については、本改正政令施行後はこれらの作成、据置き及び掲示が不要となるが、その場合であっても、令和４年１２月３１日までに作成した施工体制台帳及び施工体系図は建設業法（昭和２４年法律第１００号）第４０条の３に基づき、引き続き営業所ごとに保存する必要がある。

なお、公共工事については、従前のとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１５条の規定に基づき、下請代金額の如何に関わらず、施工体制台帳の作成・備置き及び施工体系図の作成・掲示が必要となる。

（３）建設工事の現場に掲げる標識の取扱いについて

建設業法第４０条に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設業者が配置した主任技術者又は監理技術者の氏名及び専任の有無等が記載された標識を掲示しなければならないこととされており、当該標識の修正が必要となった場合は速やかに修正しなけ

ればならない。

２．技術検定制度の見直し

本改正政令により、現在、令第３６条及び第３７条において定められている技術検定の受検資格を国土交通省令で定めることとした。今後、施工技術検定規則（昭和３５年建設省令第１７号）等の改正を行い、受検資格の見直しを行う予定である。

受検資格の見直しを含めた技術検定制度の見直しについては、令和６年４月１日より施行される。

国土建第２７７号
平成２９年１１月１０日

各都道府県建設業担当部局長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について

建設工事に従事する技術者の高齢化の進行と若年入職者の減少が著しい現状においては、将来にわたって継続的に適正な施工を確保する観点から、技術者の資質向上及び担い手確保に向けた取組が強く求められています。

こうした中、建設工事のうち、電気通信分野については、近年の情報通信分野における著しい技術の進歩やネットワークの複雑化に伴い、工事の施工管理においても高度な知識、技術等が求められるとともに、その工事量も近年増加傾向にあることから、電気通信工事の施工管理に従事する技術者の育成・確保を図る必要があります。

また、建築施工管理に係る２級の技術検定については、３つの専門種別（建築、躯体及び仕上げ）ごとに実施していますが、工法等の変化により、求められる知識が共通化していることや、就職前に合格した場合、就職後の担当工事の種類によっては学科試験を受け直す必要が生じている状況を踏まえ、２級の学科試験の種別を廃止し、共通試験として実施する必要があります。

加えて、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者についても、講習の種目によってはその能力が主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者（以下「主任技術者等」という。）と同等と認められるものがあることから、当該講習修了者についても主任技術者等の要件を満たすものとし、その活用を図っていくことが必要です。

以上のことから、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「施行令」という。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号。以下「検定規則」という。）、関連告示（昭和37年建設省告示第2755号、昭和47年建設省告示第350号、昭和58年建設省告示第1508号、昭和63年建設省告示第1317号、平成７年建設省告示第1297号及び平成27年国土交通省告示第1197号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号。以下「許可事務ガイドライン」という。）

について所要の改正を行い、本日付で公布・施行することといたします。

改正の主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これらに留意の上、事務執行に遺漏なきよう取り扱われるようお願いいたします。

記

（1）電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設について

ア　試験概要等

技術検定の種目として「電気通信工事施工管理」を新設し、検定の対象とする技術を「電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術」とする。（施行令第27条の３関係）

試験科目については、１級、２級ともに、学科試験を電気通信工学等、施工管理法及び法規、実地試験を施工管理法とする。（検定規則第１条（別表第１、別表第２）関係）

イ　受検資格

受検資格については、１級、２級ともに、原則として他の施工管理に係る技術検定（土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理）と同一のものとし（施行令第27条の５関係）、施行令第27条の５第１項第１号及び第２号並びに第２項第２号ロ(1)に規定する国土交通大臣が指定する指定学科を「電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科」とする（検定規則第２条関係）。なお、１級の技術検定に関しては、「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、電気通信工事に関し指導監督的実務経験１年以上を含む６年以上の実務経験を有する者」についても、２級の技術検定に関しては、「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、電気通信工事に関し１年以上の実務経験を有する者」についても受検することができるものとする。（昭和37年建設省告示第2755号及び平成27年国土交通省告示第1197号関係）

ウ　受験手数料

受験手数料については、１級の学科試験・実地試験はそれぞれ13,000円、２級の学科試験・実地試験はそれぞれ6,500円とする。（施行令第27条の10関係）

エ　合格者の取扱い

２級合格者については、電気通信工事業に係る主任技術者等の要件を満たすものとする。（施行規則第７条の３関係）

１級合格者については、上記に加え、電気通信工事の監理技術者及び電気通信工事業に係る特定建設業者の営業所専任技術者としての要件を満たすものとする。（昭和63年建設省告示第1317号関係）

（２）建築施工管理技術検定に係る２級の学科試験の種別廃止について

建築施工管理に係る２級の技術検定のうち、学科試験については平成30年度より種別を廃止することとする。（施行令第27条の３関係）

なお、学科試験の科目については、建築学等、施工管理法及び法規とし、実地試験の科目のうち躯体施工管理法及び仕上施工管理法については、その試験基準に、それぞれ躯体・基礎工事、仕上工事について「工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解」することを追加する。（検定規則第１条（別表第２）関係）

（３）登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者等の要件への認定について

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとする（施行規則第７条の３関係）。なお、「許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの」については、別途告示を制定する予定である。

（４）その他

電気通信工事の内容を「有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、ネットワーク設備、情報設備等の電気通信設備を設置する工事」に、電気通信工事の例示を「有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事」に改める。（昭和47年建設省告示第350号及び許可事務ガイドライン関係）

管 第　９１ 号
建 技 第　７３ 号
平成 30 年 7 月 3 日
（令和 3 年 7 月 1 日一部改定）
（令和 4 年 12 月 5 日一部改定）

部内各所属長　殿

土　木　部　長

現場代理人等の適正な配置の徹底について（改定）

このことを徹底するため、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者（以下「現場代理人等」という。）（別紙１参照）の配置状況の確認について、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

なお、「現場代理人等の適正な配置の徹底について（通知）」（平成 17 年 8 月 17 日付け管第 585 号、平成 19 年 3 月 16 日付け建技第 89 号）は、廃止します。

記

１　発注者支援データベースシステム（ＪＣＩＳ又はＣＯＲＩＮＳ。以下「システム」という。）（別紙２参照）導入所属における確認方法

請負者から現場代理人等届が提出された際に、当該工事の担当職員がシステムを使って現場代理人等の在籍確認、資格確認及び現場専任確認を行う（別紙３参照）。

システムで確認できない場合は、システム未導入所属と同様の確認方法をとるものとする。

２　システム未導入所属における確認方法

システム未導入所属においては、次のとおり確認するものとする。

(1) 現場代理人等の在籍確認

ア　原則として健康保険被保険者証（原本）の提示を求める。

イ　健康保険被保険者証（原本）で確認できない場合は、次のいずれかの書面により確認する。

(ｱ) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（原本）

(ｲ) 所得税青色申告決算書（控え）

(ｳ) (ｱ)、(ｲ)で確認できなかった場合、雇用契約書、給与台帳、社員証その他雇用

関係を証するもの

(2) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の資格確認

次の書類の写しの提出を請負者に求める。

ア　主任技術者、専門技術者にあっては技術検定合格証明書又はこれに代わる書類

イ　監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成 28 年６月１日以降に講習を修了した者については監理技術者資格者証（表裏両面））

ウ　監理技術者補佐にあっては監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）

3　事業管理システムによる現場専任確認

１又は２の方法により確認した後、富山県建設工事総合管理システム（現場代理人等入力：GB04400）において、現場代理人及び技術者の氏名を入力し、出力された帳票により、土木部及び農林水産部の既発注工事に配置されている現場代理人及び技術者と重複していないかを確認する。

4　現場代理人等が営業所専任技術者でないことの確認

現場代理人等が営業所専任技術者でないことを建設技術企画課の庁内掲示板に掲載されている建設業許可業者台帳で確認する。

5　現場代理人等が重複していた場合の対応

重複が存在した場合は、次のとおり対応する。

(1)　請負者に対し、すべての要件を満たすものに交替を要求する。

（兼務工事申出書が提出されている場合は、平成 30 年 3 月 15 日付け建技第 462 号「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて」を参照。）

(2)　条件を満たすまでは、工事の着工を認めない。

(3)　すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

6　適用年月日

令和５年１月１日

（事務担当）

管理課　入札・契約係

建設技術企画課　技術指導係

建設業係

別紙１

確認事項一覧表

	現場代理人	主任技術者	監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
在籍要件	○	○(注)	○(注)	○(注)	○
資格要件	―	○	○	○	○
現場専任要件	○	○	○	○	―

(注)元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係（三ヶ月以上の雇用関係）が必要である。

＜参考＞用語の解説

１　現場代理人

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者であり、当該工事現場に常駐することとされている(富山県建設工事標準請負契約約款第10条第２項)。

２　主任技術者

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し建設業法（以下「法」という。）第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならない（法第 26 条第１項)。

３　監理技術者・特例監理技術者

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合においては、当該建設工事に関し、法第15条第２号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（監理技術者）を置かなければならない（法第26条第２項）。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第26条第３項ただし書）。

4　監理技術者補佐

監理技術者補佐とは、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有し、特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者である。なお、監理技術者補佐として認められる職種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

5　工事現場における監理技術者等の専任の考え方

富山県が注文者である工作物に関する工事で、工事１件の請負代金の額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上のものについては、より適正な施工の確保が求められるため、監理技術者等は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない（法第 26 条第３項)。(特例監理技術者を設置した場合を除く)

6　専門技術者

専門技術者とは、請負者が土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれに附帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。法第 26 条第１項に規定する主任技術者に相当する者（当該建設工事に関し法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置くこととされている（法第 26 条の２)。

7　営業所専任技術者

営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置かなければならない（建設業法第７条第２号)。

許可の基準の一つであり、この基準の趣旨は、建設工事についての専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導のもとで建設業営業が行われる体制を構築することで、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することにある。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならない。

8　直接的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利関係）

が存在することをいう。（中略）したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

9　恒常的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、（中略）、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

別紙２

ＪＣＩＳ、ＣＯＲＩＮＳについて

ＪＣＩＳでは、ＣＯＲＩＮＳ情報（詳細ＣＯＲＩＮＳ＋簡易ＣＯＲＩＮＳ）と企業情報を一体的に検索することができる。

詳細ＣＯＲＩＮＳは、請負金額２，５００万円以上のＣＯＲＩＮＳデータが対象であり、技術データが充実しているので工事実績を確認して指名業者の選定を行う際に使う。

簡易ＣＯＲＩＮＳは、詳細ＣＯＲＩＮＳのような詳細な技術データはないが、請負金額５００万円以上のＣＯＲＩＮＳ全データが対象なので、技術者の配置状況の確認などを行う際に使う。

※システム別情報内容一覧表（○：確認可能、×：確認不可能）

情報内容	ＪＣＩＳ	ＣＯＲＩＮＳ	備　考
工事実績検索	○	○	在籍確認・資格確認の際に活用する。
施工中工事検索	○	○	現場専任確認の際に活用する。
工事カルテ	○	○	
許可・経審情報	○	×	
営業所情報	○	×	
許可換え情報	○	×	
監理技術者情報 監理技術者補佐情報	○	×	監理技術者及び監理技術者補佐に関して、在籍確認・資格確認・現場専任確認の際に活用する。
主任技術者情報	○	×	

別紙３

システムによる確認方法

操作方法については、各システムの簡易マニュアルを参照すること。

１　ＪＣＩＳ導入所属

（１）現場代理人、主任技術者及び専門技術者の在籍確認

簡易ＣＯＲＩＮＳの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている現場代理人、主任技術者及び専門技術者の工事実績を確認する。（工事実績があれば、在籍要件を満たすものとみなす。ただし、元請の専任の主任技術者については、３か月以上前の実績が必要。）

（２）主任技術者及び専門技術者の資格確認

簡易ＣＯＲＩＮＳの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている主任技術者及び専門技術者が従事した工事に係る工事カルテの技術者情報を確認する。

（３）現場代理人及び主任技術者の現場専任確認

簡易ＣＯＲＩＮＳ技術者情報検索の施工中工事検索を使って、契約工期における従事工事の有無を確認する。（国、地方公共団体、公団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。）

（４）監理技術者及び監理技術者補佐の在籍・資格・現場専任確認

監理技術者情報及び監理技術者補佐情報を検索して、現場代理人等届に記載されている監理技術者及び監理技術者補佐の所属建設業者変更履歴について３か月以上の雇用関係があるかを確認する。（３か月以上の雇用関係があれば在籍条件を満たすことになる。）

監理技術者については、監理技術者資格の有効年月日及び監理技術者講習を過去５年以内に受講していることを確認する。

契約工期における従事工事の有無を確認する。（国、地方公共団体、公

団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。）

２　ＣＯＲＩＮＳ導入所属

（１）現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の在籍確認

簡易ＣＯＲＩＮＳの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の工事実績を確認する。（工事実績があれば、在籍要件を満たすものとみなします。ただし、元請の専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、３か月以上前の実績が必要。）

（２）主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の資格確認

簡易ＣＯＲＩＮＳの技術者情報検索の工事実績検索を使って、現場代理人等届に記載されている監理技術者の監理技術者資格者証番号及び監理技術者補佐の監理技術者補佐の資格を証明する書類を確認する。（監理技術者資格者証番号及び監理技術者補佐の資格を証明する書類があれば、資格要件を満たすものとみなす。）

現場代理人等届に記載されている主任技術者及び専門技術者が従事した工事に係る工事カルテの技術者情報を確認する。

（３）現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐の現場専任確認

簡易ＣＯＲＩＮＳ技術者情報検索の施工中工事検索を使って、契約工期における従事工事の有無を確認する。（国、地方公共団体、公団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。）

現場代理人の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属

CORINS導入所属

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出

簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

工事実績を確認する。
（在籍確認）

システムで確認できない場合

書類（原本）の提示を求める。
（在籍確認）

工事実績有り

在籍確認後

簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索

契約工期における従事工事の有無を確認する。
（現場専任確認）

従事工事無し

事業管理システム

契約工期における従事工事の有無を確認する。
（現場専任確認）

在籍要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

(1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。

(2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

従事工事無し

確認作業終了

主任技術者の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属

CORINS導入所属

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出

簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

3か月以上前の工事実績を確認する。（元請の専任の主任技術者）
（在籍確認）
必要な資格を有しているかを確認する。
（資格確認）

システムで確認できない場合

書類（原本）の提示を求める。
（在籍確認）
書類（写し）の提出を求める。
（資格確認）

工事実績有り

資格有り

在籍有り
資格有り

簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索

契約工期における従事工事の有無を確認する。
（現場専任確認）

従事工事無し

在籍要件、資格要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

(1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。

(2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

事業管理システム

契約工期における従事工事の有無を確認する。
（現場専任確認）

従事工事無し

確認作業終了

専門技術者の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属

CORINS導入所属

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出

簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

工事実績を確認する。
（在籍確認）
必要な資格を有しているかを確認する。

システムで確認できない場合

書類（原本）の提示を求める。
（在籍確認）
書類（写し）の提出を求める。
（資格確認）

工事実績有り

資格有り

在籍有り
資格有り

確認作業終了

在籍要件又は資格要件のいずれかを満たさない場合

(1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。

(2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

監理技術者及び監理技術者補佐の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属の場合

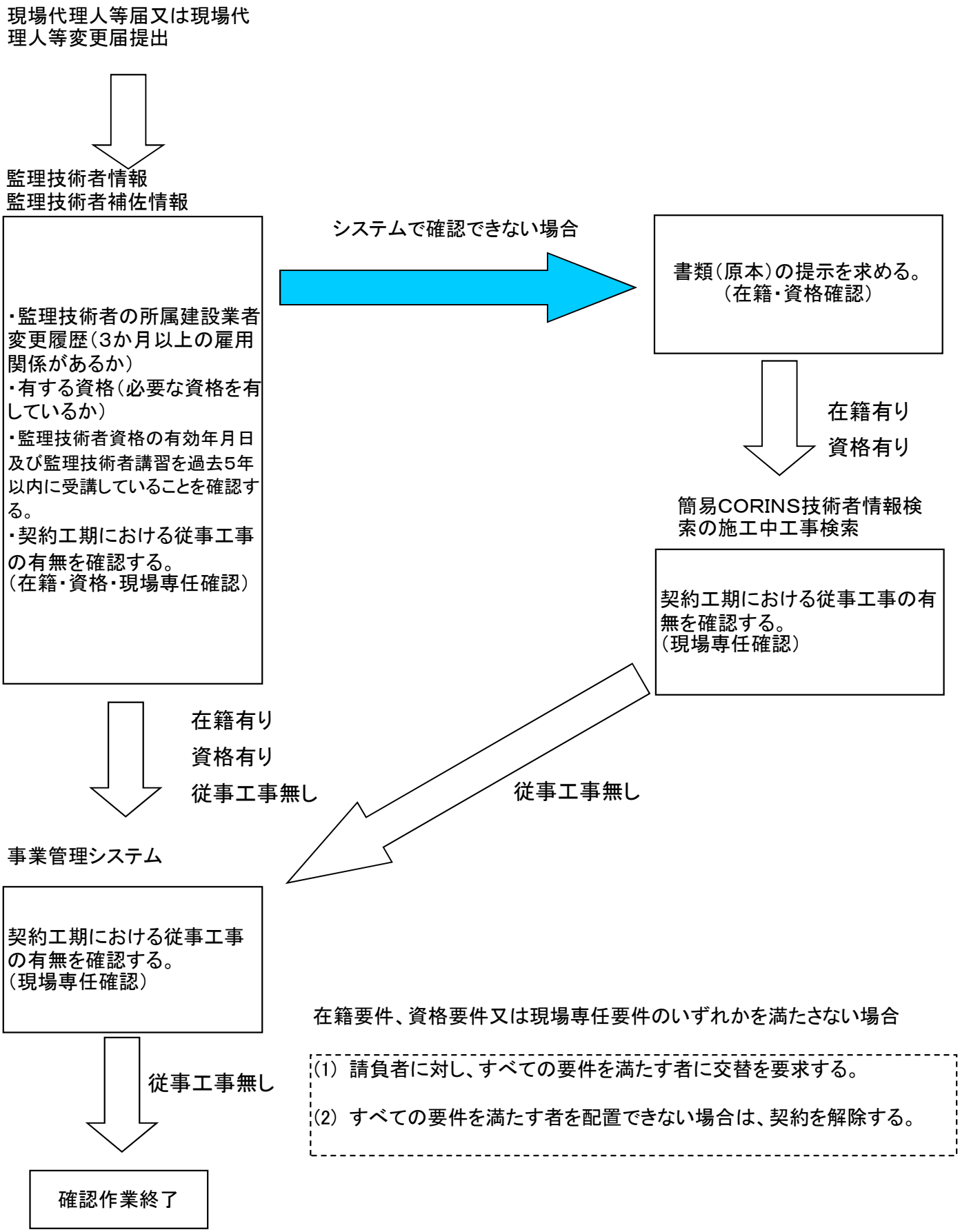

監理技術者及び監理技術者補佐の配置状況確認の流れ

CORINS導入所属の場合

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出

簡易CORINS技術者情報検索の工事実績検索

3か月以上前の工事実績を確認する。
（在籍確認）

システムで確認できない場合

・書類（原本）の提示を求める。
（システムで在籍確認ができない場合）
・書類（写し）の提出を求める。
（資格確認）

在籍有り
資格有り

簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索

契約工期における従事工事の有無を確認する。
（現場専任確認）

従事工事無し

在籍要件、資格要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

(1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。

(2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

事業管理システム

契約工期における従事工事の有無を確認する。
（現場専任確認）

従事工事無し

確認作業終了

参考

【監理技術者等の工事現場における専任】

公共性のある工作物に関する重要な工事（工事１件の請負代金が 4,000 万円以上。ただし、建築一式工事の場合は 8,000 万円以上。公共工事、民間工事を問わず、個人住宅を除くほとんどの工事が該当する）では、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、監理技術者等を工事現場ごとに専任で置く必要がある（建設業法第 26 条第３項）。

この現場専任制度は、元請、下請にかかわらず、適用される。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

【２つの工事を同一の監理技術者が兼任できる場合（特例監理技術者）】

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合は専任が必要となるが、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。なお、この場合の同一の監理技術者が兼務できる工事現場数は２となる。（建設業法第 26 条第 3 項ただし書）

【元請負人の専任期間】

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となる。

【専任を要しない期間】

たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（注意事項）

専任を要しない期間中であっても、監理技術者等の配置は必要である。

したがって、たとえば、監理技術者等が専任を要しない期間中の工事（例：工事を全面的に中止している期間中の工事）と、専任を要する期間中の工事（例：現場施工している期間中の工事）を兼務することは建設業法違反になる。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

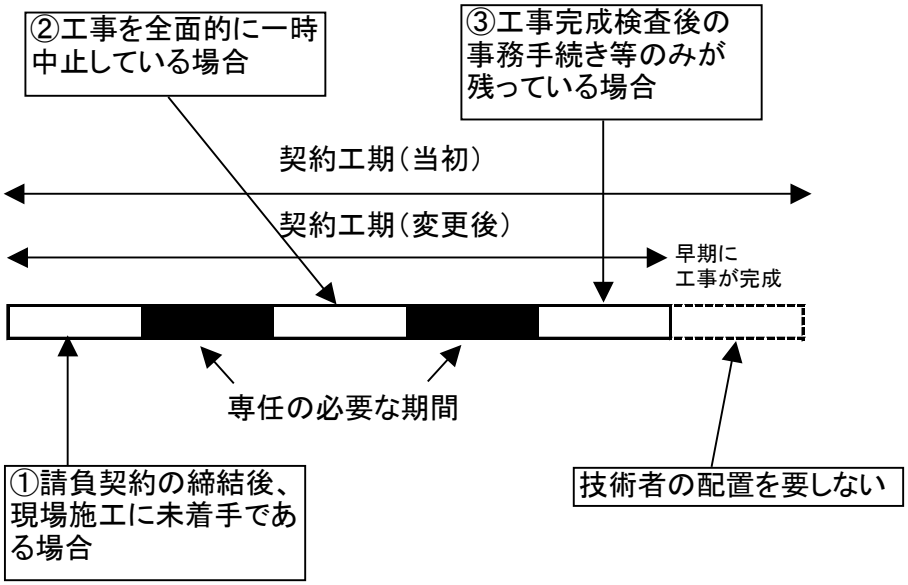

④ ②又は③に類した理由で、工事が不稼動である期間

⑤ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

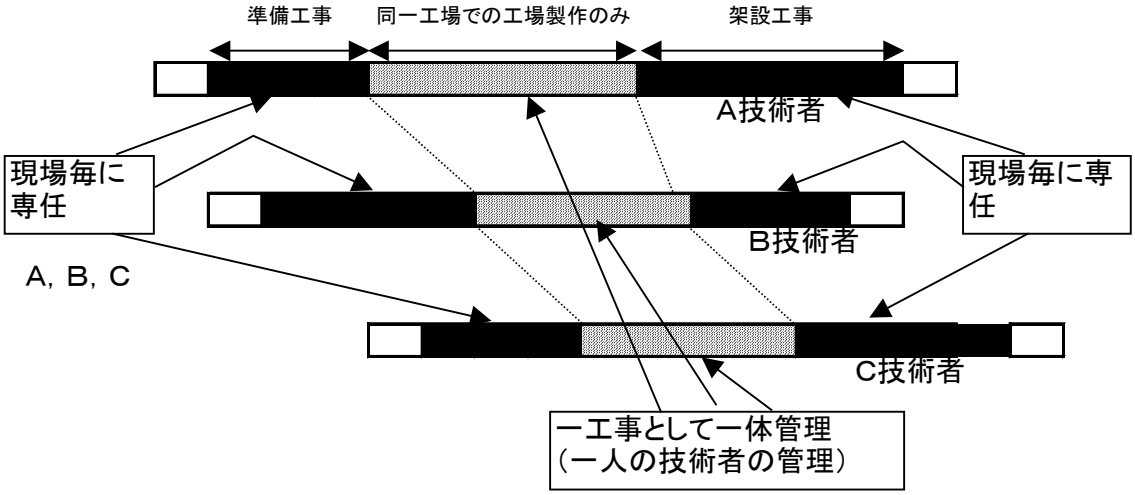

（注意事項）

工場制作を含む低入札工事における技術者の配置については、「低入札案件における技術者の増員の義務付けに係る取扱いについて」（平成 21 年 3 月 13 日付け管第 86 号）に基づき、下記のとおり運用することとする。

（工事１件の請負代金が 4,000 万円以上の場合）

	役職	準備工事期間	工場製作期間	架設工事期間
通常工事	監理技術者等	専任	非専任	専任
	担当技術者(増員)	×	×	×
低入札工事	監理技術者等	専任	**専任**	専任
	担当技術者(増員)	専任	×	専任

専任:他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

（通常工事Ａ･Ｂ、低入札工事Ｃ）

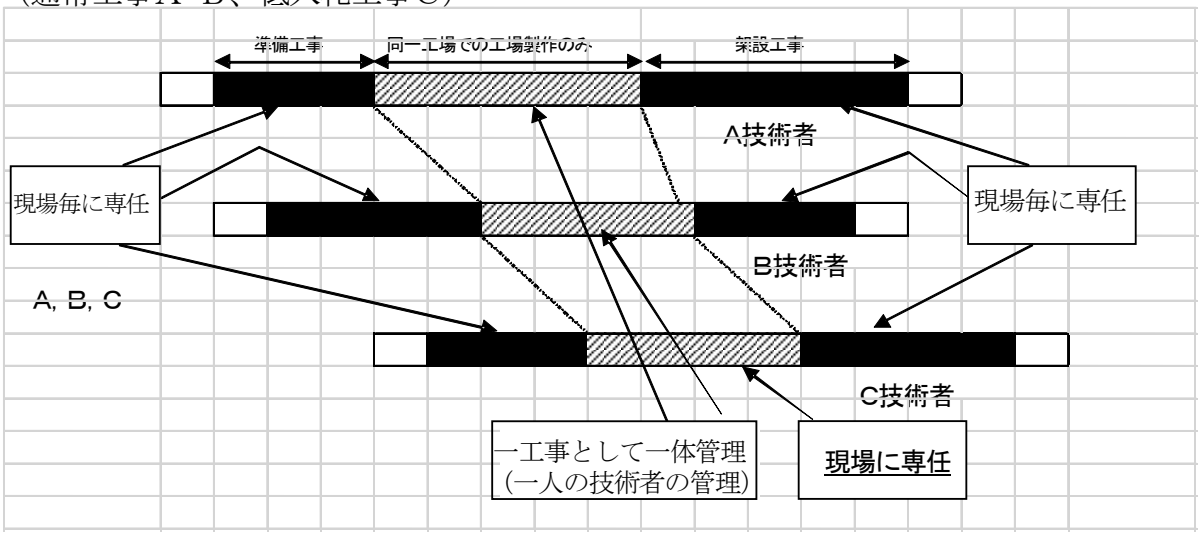

【下請負人の専任期間】

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

（注意事項）

工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても監理技術者等は現場に専任しなければならない。

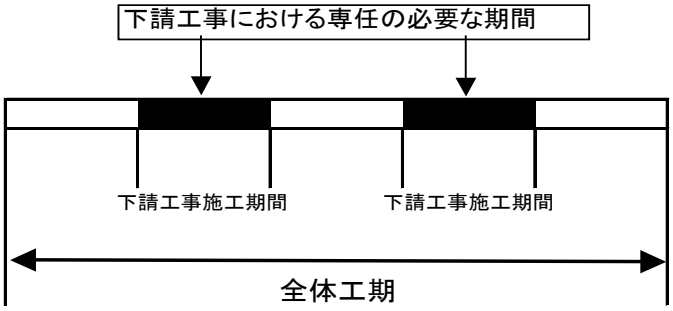

【専任を要する関連工事の取扱い】（二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合）

⑥例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第 27 条第２項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

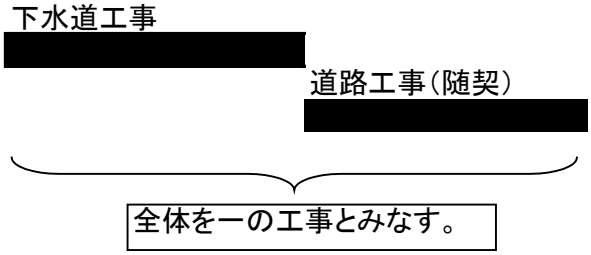

⑦同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

（注意事項）

この規定は、専任の監理技術者についても認められている。この場合、建設業法第３条第１項（一般建設業と特定建設業の区分）、同法第 26 条第１項及び第２項（主任技術者と監理技術者の区分）等の規定については、一の工事として適用される。

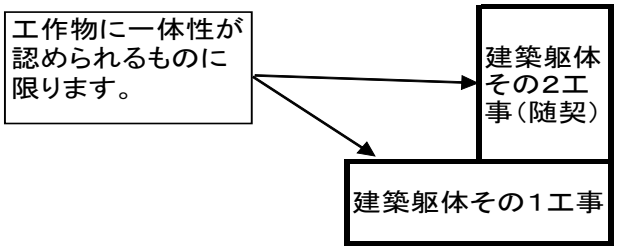

【営業所専任技術者と監理技術者等との関係】

特例として、下記の要件を全て満たす場合は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる。

① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

③ 当該建設工事が、監理技術者等の工事現場への専任を要する工事（公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額 4,000 万円以上(建築一式工事は 8,000 万円以上)）でないこと。

建　技　第４６２号
平成３０年３月１５日

部内各所属長　殿

土　木　部　長

建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて

このことについて、「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整に係る積算基準の改訂について」（平成 30 年 1 月 25 日付け管第 226 号、建技第 380 号）を通知したことに伴い、下記のとおり運用することとしたので通知します。
なお、「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて」（平成 26 年 3 月 3 日付け建技第 59 号）は、廃止します。

記

１　現場代理人の常駐の取扱いについて
このことについては、「富山県建設工事標準請負契約約款第 10 条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について（通知）」（平成 23 年 3 月 31 日付け建技第 107 号）【別添 1】によるが、兼務については当面の間、以下のとおり取扱うものとする。
なお、この取扱いは平成 30 年 4 月 1 日以降に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用する。

現場代理人の工事現場における兼務について
次の場合については、現場代理人を兼務させることができるものとする。

（１）現場代理人を兼務させることができる場合は、次の①又は②の場合に限る
① 随意契約方式により工事を発注し間接工事費等を調整した工事
② 以下の全てを満たす場合
(a) 工事現場相互の間隔が 10km 程度に近接していること
(b) 兼務する工事の件数は、他の発注機関の工事も含め 2 件であること
(c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと
(d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること
(e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること

（２）現場代理人兼務工事の申出及び承認
受注者は、現場代理人を兼務配置したいときは、それぞれの発注者に対し「現場代理人兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「現場代理人兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

＜条件＞

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさないこと。発注者との連絡体制を確保すること。

２　技術者の専任に係る取扱いについて

このことについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）【別添 2】より以下のとおり運用する。

（１）専任を要する主任技術者を兼務させることができる工事は次の①～③をすべて満たすものとする

① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること

② 工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること

③ 次に定める要件を満たす工事であること

(a) 同一の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含む場合は 2 件であること

(b) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと

（２）主任技術者の兼務工事の申出及び承認

受注者は、専任を要する主任技術者を兼務配置したいときは、それぞれの発注者に対し「主任技術者兼務工事申出書」により申出なければならない。工事期間中に新たに兼務配置したいときも同様に申出なければならない。

発注者は申出があった場合、速やかに「主任技術者兼務工事回答書」により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

＜条件＞

主任技術者の工事現場における工程管理、品質管理及びその他技術上の管理等に支障をきたさないこと。

３　現場代理人と主任技術者の兼務について

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、他工事の現場代理人及び主任技術者と兼務可能となったところであるが、技術者の専任義務が緩和されるものではない。

ただし、2（1）より主任技術者の兼務が認められる工事については、兼務可能とする。

（事務担当：建設技術企画課技術指導係）

【別添１】

建 技 第 １ ０ ７ 号
平成２３年３月３１日
（平成３０年４月１日一部改定）

部内各所属長　殿

土　木　部　長

富山県建設工事標準請負契約約款第 10 条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について（通知）

このことについて、下記のとおり運用することとしたので通知します。
なお、本運用は富山県建設工事標準請負契約約款の改正にあわせて、平成２３年４月１日以後に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用します。

記

１　現場代理人の工事現場における常駐について

（１）現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間
次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うこととする。

① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
② 工事の全部の施工を一時中止している期間
③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

（２）特記仕様書における明示
現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について、契約上明確にするため、特記仕様書に次のとおり明示することとする。

（３）現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間の確認方法
常駐を要しない期間を確認する必要が生じた場合は、書面によることとする。

＜文例＞

第〇条　現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

１　次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。

① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

② 工事の全部の施工を一時中止している期間

③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間

④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

２　前項の期間を確認する必要が生じた場合は、書面によることとする。

（事務担当　建設技術企画課技術指導係）

【別添２】

国土建第２７２号
平成２６年２月３日

都道府県主管部局長　あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成２５年２月５日付け国土建第３４８号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成２５年９月１９日付け国土建第１６２号）は、廃止します。

記

１．令第２７条第２項の当面の取扱いについて

令第２７条第２項においては、同条第１項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

（１）　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第２７条第２項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

（２）　（１）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則２件程度とする。

（３）　（１）及び（２）の適用に当たっては、法第２６条第３項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

２．現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成２２年７月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第１０条第３項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成２３年１１月１４日付け国土建第１６１号）（別紙１）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第２６条第３項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

３．監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成１６年３月１日付け国総建第３１５号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成２１年６月３０日付け国総建第７５号）（別紙２）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以　上

【別紙１】

国 土 建 第 １ ６ １ 号
平成２３年１１月１４日

各公共発注者　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年７月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第１０条第３項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く）及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第１０条第２項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされた(標準約款第１０条第３項)。

（※）工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人

に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

（１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。

（２）（１）以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。

① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）

② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、（２）①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

ア 兼任する工事の件数が少数であること
（工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば２～３件程度）

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること
（工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること）

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第２６条第３項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

【別紙２】

国 総 建 第 ７ ５ 号
平成２１年６月３０日

公共工事発注担当部局の長　　あて

国土交通省総合政策局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

建設業法第２６条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が２千５百万円（建築一式工事である場合にあっては、５千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされているところです。「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成１６年３月１日付け国総建第３１５号。以下単に「運用マニュアル」という。）に基づき、かねてよりその適正な運用をお願いしているところですが、このうち、監理技術者等の専任を要しない期間については、適切な運用が行われていない事例が見受けられるところです。

建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るためには、専任を要しない期間についても適切に設定することが必要であり、その設定に当たっては、下記の事項に特に留意されるよう改めてお願いします。また、貴管下の関係機関に対しても周知及び徹底方お願いします。

記

１．工事現場に設置する監理技術者等については、建設工事の請負契約の締結前においては、その設置が不要であることは当然のことであるが、請負契約の締結後においても、運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを条件に、たとえ契約工期

中であっても工事現場への専任は要しないことに留意すること。

特に、運用マニュアル三「（２）監理技術者等の専任期間」で定めている①「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）」、及び同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間とされているものの、専任を要しない期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていないために、必要以上に専任を求められる事例が見受けられる。したがって、以下の記載方法例を参考にして、工事現場への専任を要しない期間を明確にすること。

また、発注者は、工事現場への専任を要しない期間を書面により明確にしている場合には、当該期間に監理技術者等の専任を求めることのないようにすること。

なお、同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないことに留意すること。

＜記載方法例＞

※設計図書（仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

①現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

【現場施工に着手する日が確定している場合】

○　請負契約の締結の日の翌日から平成○○年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

○　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②検査終了後の期間に関する記載方法例

○　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

２．運用マニュアル三「（２）監理技術者等の専任期間」③中「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」について、工場製作のみが行われている期間は監理技術者等の工事現場への専任を要しないこととされているが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター」の工場製作を含む工事に限る趣旨ではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への専任を要しないとの趣旨であること。

（参　考）

○監理技術者制度運用マニュアルについて（平成１６年３月１日国総建第３１５号）（抄）

三　監理技術者等の工事現場における専任

（２）監理技術者等の専任期間

・　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
②　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
④　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

（以下略）

管　　第　64　号
建　技　第　１２２　号
令 和 3 年 7 月 1 日

部内各所属長　殿

土 木 部 長

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（国不建第１７６号、令和２年９月３０日）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項について、「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされており、富山県土木部発注工事における特例監理技術者の工事現場の範囲については、下記のとおり運用することとしたので通知する。

記

１　次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。
（１）予定価格が１億円未満の工事であること。
（２）兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め２件までであること。
（３）２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
（４）兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。
範囲については、工事現場が同一の土木センター、事務所管内であること。
（５）低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

２　施工体制上の留意点
現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３　入札公告等について
工事の入札公告・特記仕様書等の記載例については、別紙を参考にされたい。

４　本通知の取り扱い
本取扱いについては、令和３年８月１５日以降に適用する。

（事務担当）
管理課　入札・契約係
建設技術企画課　技術指導係

別紙

発注における入札公告等

入札公告・特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。また、兼務の要件を満たす入札契約手続き中及び稼働中の工事については次のとおり対応されたい。

・入札手続き中の工事については、契約後に、兼務の申し出があった時点で、「２．兼務を認める工事の場合」の特記仕様書記載例の内容を変更契約の特記仕様書で追加。

・稼働中の工事については、兼務の申し出があった時点で、「２．兼務を認める工事の場合」の特記仕様書記載例の内容を変更契約の特記仕様書で追加。

なお、受注者が特例監理技術者の配置を希望する場合は、本運用に基づき、工事打合簿により協議を行うものとする。

１．　兼務を認めない工事の場合

【入札公告】

○　競争参加資格

（○）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

○）本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

【特記仕様書】

第○条 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

２．　兼務を認める工事の場合

【入札公告】

○　競争参加資格

（○）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

○）本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事である。

【特記仕様書】

第○条 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置

１．本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

（１） 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監

理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２） 監理技術者補佐は、１級土木施工管理技士補及び１級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３） 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４） 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

（５） 特例監理技術者が兼務できる工事は○○土木センター○○土木事務所管内の工事でなければならない。

（６） 特例監理技術者が兼務できる工事は、２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。

（７） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（８） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（９） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項（１）～（９）の事項について確認できる書類を提出すること。

３．本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

（参考様式）○○○○工事競争参加資格確認資料　　（用紙Ａ４）

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特例監理技術者配置に関する事項

□	建設業法第２６条第３項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐するもの（監理技術者補佐）を専任で配置する。
□	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。
□	特例監理技術者が兼務できる工事は、○○土木センター○○土木事務所管内の工事でなければならない。
□	特例監理技術者が兼務できる工事は２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。

確認した項目に■を記載すること

注）１．本資料は、技術資料提出時点において特例監理技術者の配置を予定しない場合は提出する必要はない。

２．　競争参加資格確認時においては、本資料による確認のみとするが、要件を確認するための資料は、落札決定後、２日（土日、休日を除く）以内に提出すること。なお、落札決定後の要件確認において、本資料の記載内容と齟齬があった場合は、落札決定の取り消しや指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（参考様式）　　（用紙Ａ４）

特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．特例監理技術者を配置する他工事（契約済み工事及び落札決定済み工事について記載）

工　事　名　称	○○○○○○○○工事
発 注 機 関 名	○○土木センター○○土木事務所
施　工　場　所	（都道府県市町村名） 富山県○○市○○地先
契　約　金　額	○○，○○○，○○○円
工　　期	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日
工　事　内　容	道路路線名○○○○○ 路体盛土工○○○㎥
CORINS登録の有無	有（建設業許可番号＋CORINS登録番号）000000000-0000-00000 ・ 無

２．配置予定の監理技術者補佐に関する事項

配置予定監理技術者補佐 氏　名		（フリガナ） ○○　○○　　【技術者ID(注2)：　　】
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士などの資格名称（取得年月及び登録番号） ※）証明書類の写しを添付（注3）
他工事の従事状況等（提出時における）	工　事　名	○○○○○○○○工事
	発　注　機　関	○○土木センター○○土木事務所
	工　　期	○○年○○月～○○年○○月（注4）
	従　事　役　職	現場代理人・主任（監理）技術者
	工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（建設業許可番号＋CORINS登録番号(注2)）000000000-0000-00000 ・ 無

注）１．落札者は、落札決定後２日（土日、休日を除く）以内に、本資料を提出すること。

２．ＣＯＲＩＮＳの技術者ＩＤ・工事の登録番号を有する場合は、その番号を記載すること。

３．一級土木施工管理技士等の資格を証明する写しは、合格証明書が発行されるまでの期間については、合格通知書の写しで足りるものとする。ただし、当該資料の提出日が合格通知書の通知日から１８０日を超える場合は、これを認めない。

４．『本工事の監理技術者補佐の専任期間（なお、余裕期間を設定した工事においては、契約締結日から工事の始期までの期間は、監理技術者補佐を設置することを要しない。）』と『施工中の他の工事の専任期間』が重複していないこと。

国総建第１８号
平成15年4月21日

北陸地方整備局建政部長　殿

国土交通省総合政策局建設業課長

営業所における専任の技術者の取扱いについて

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第７条第２号においては、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護すること等を目的に、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされている。

一方、建設業においては、これまで以上に生産性の向上が求められており、これに伴い建設業者において技術者の配置及び運用に対する関心も高まっていること等から、今般、当該営業所における専任の技術者の取扱いについて下記のとおり明確化したので、通知する。

記

営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）については、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成１３年４月３日国総建第９７号）［別添］【第７条関係】２．（１）（以下「ガイドライン」という。）において、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされているところであるが、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第２６条第３項に規定する専任を要する者を除く。以下「主任技術者等」という。）となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。

なお、ガイドラインにおいては、営業所専任技術者として申請のあった技術者が会社の社員の場合は、出向社員であっても、当該技術者の勤務状況、給与の支払状況、当該技術者に対する人事権の状況等により専任性が認められれば、営業所専任技術者として取り扱うこととされているところであるが、営業所専任技術者が本取扱いにより工事現場における主任技術者等となる場合であっても、当該技術者は、主任技術者等としての立場においては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であるので、念のため申し添える。

北陸地方整備局
計建第 52 号
15年4月22日

管 第 244 号
平成13年6月7日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の
直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて

このことについて、平成13年5月30日付け国総建第155号で国土交通省総合政策局建設業課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

技術者（主任技術者又は監理技術者）と請負者の雇用関係の確認方法については、平成12年3月31日付け管第108号「技術者の適正な配置の徹底について」により通知したところですが、営業譲渡、会社分割に係る出向職員については、この通知の趣旨を踏まえ取り扱うこととしますので通知します。

記

＜通知の概要＞

これまで専任の技術者については、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があったが、今回分社化や営業譲渡などで業種の一部が子会社や他社に移り、親会社などがその業種を廃止した場合、親会社などから営業譲渡先企業などに派遣されている出向社員を3年以内に限り、主任技術者や監理技術者にできるものとして取り扱うこととなった。

（事務担当　管理課　業務係）

国総建第１５５号
平成１３年５月３０日

都道府県主管部局長　殿

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである（「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」平成六年十二月二十八日建設省経建発第三百九十五号、最終改正平成十二年三月二十二日）。

一方、建設業の許可を受けた企業が営業譲渡により他の企業に当該建設業を譲渡し、又は会社分割により他の企業が当該建設業を承継する際に、当該建設業を譲受け又は承継する企業（出向先企業）へ転籍すべき社員が暫定的に当該建設業を譲渡し又は当該会社分割を行った企業（出向元企業）からの出向社員となる場合がある。

このうち、出向先企業が出向元企業からの出向社員を工事現場に主任技術者又は監理技術者として置こうとする場合であって、当該出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したときは、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から３年以内の間に限り、当該出向社員と出向先企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして

取り扱うこととする。

また、工事現場において、監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者と所属建設業者との間の雇用関係を確認する場合に、建設工事を請け負った建設業者と当該工事現場に配置された監理技術者が交付を受けている監理技術者資格者証に記載された所属建設業者が異なるときには、健康保険被保険者証等による出向元企業との雇用関係の確認に加え、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、当該監理技術者と出向先企業との雇用関係を確認されたい。

Ｑ１　出向元企業が許可を受けた建設業を廃止して、廃止された建設業を出向先企業が行うこととなるが、出向元企業が廃止した建設業以外の建設業の許可を受けている場合、出向先企業は、出向元企業からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができますか。

Ａ１　出向先企業は、出向元企業が廃止した建設業に係る建設工事を請け負う場合、工事現場に主任技術者又は監理技術者として出向元企業からの出向社員を置くことができますが、廃止していない建設業に係る建設工事を請け負う場合は、出向先企業は、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員を主任技術者又は監理技術者として置く必要があります。

Ｑ２　出向元企業からの出向社員を出向先企業で監理技術者として置くことが可能である場合について、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

Ａ２　営業譲渡又は会社分割による出向元企業からの出向社員については、当該社員が交付を受けている監理技術者資格者証の所属建設業者の変更は行いません。

なお、この場合には発注者支援のためのデータベース・システムによって当該社員の雇用関係を確認すると、当該社員は所属建設業において疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者について、出向元企業の建設業の廃業届書、当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報及び営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、出向先企業が工事現場に置く社員であるか否か確認することとなります。

Q3 出向元企業、出向先企業における建設業許可業種と、出向技術者の行える業務の関係がわかりにくいのですが。

A3 下図に、分社化(営業譲渡又は会社分割)に関する対応例を示しますので、参考にして下さい。

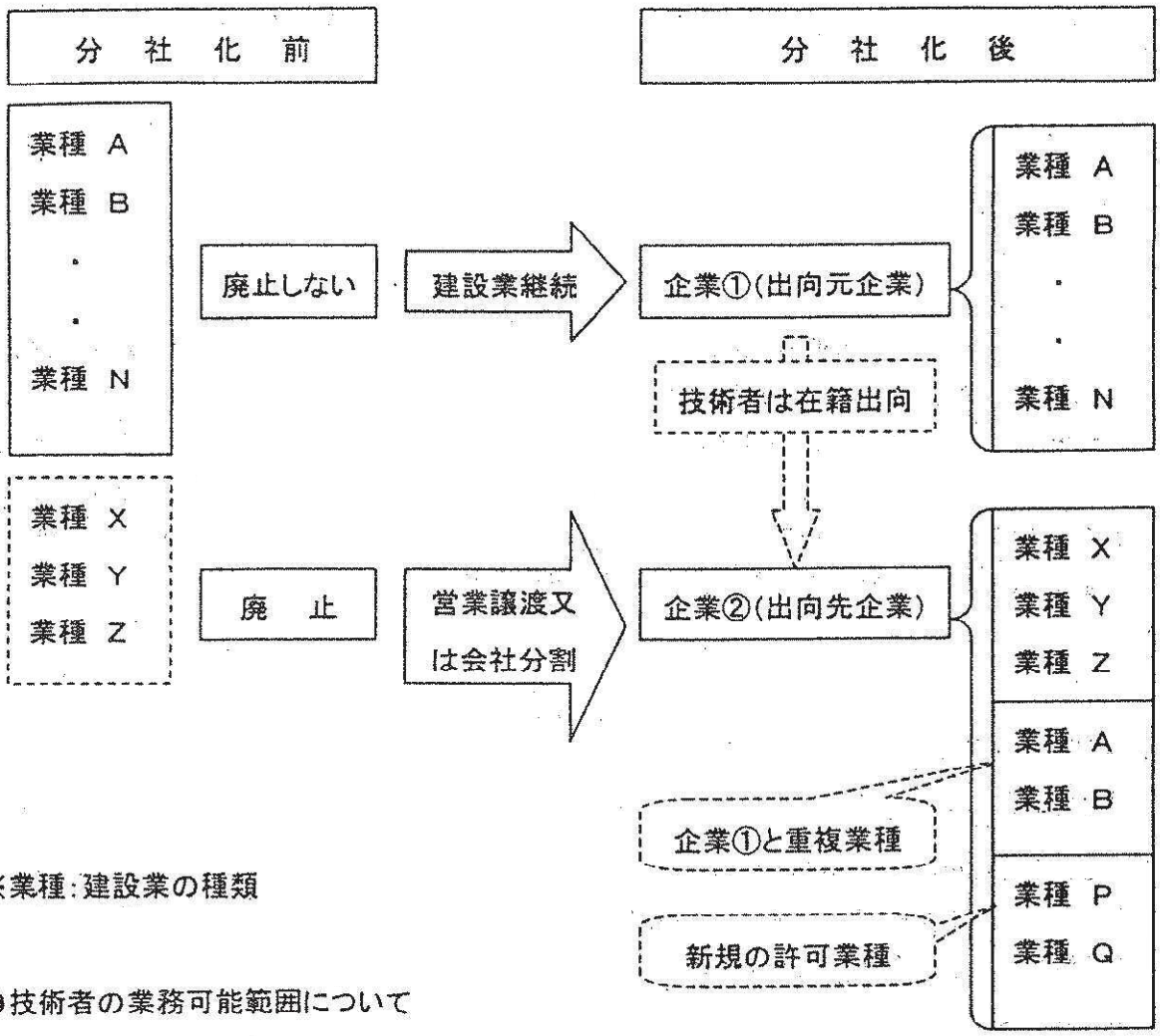

※業種:建設業の種類

●技術者の業務可能範囲について

- 企業①に在籍のまま企業②に出向した監理技術者は、企業②において、業種X～Z(企業①が廃止した業種)の業務が、分社化後3年間に限り可能(但し、分社化後3年経過後は、企業②に転籍した上で業務を行うことが必要)。
- 上記技術者は、企業②において、業種A～B(企業①で廃止していない業種)及びP～Q(企業①が許可を有しない業種)の業務は不可。

管　第　202　号
平成１４年４月２５日

部内各所属長　殿

土　木　部　長
[公印省略]

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者
の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて

このことについて、平成14年4月16日付け国総建第97号で国土交通省総合政策局建設業課長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

技術者（主任技術者又は監理技術者）と請負者の雇用関係の確認方法については、平成12年3月31日付け管第108号「技術者の適正な配置の徹底について」により通知したところですが、企業集団に属する親会社からその子会社への出向職員については、この通知の趣旨を踏まえ取り扱うこととしますので通知します。

記

＜通知の概要＞

これまで技術者については、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があったが、国土交通大臣の認定を受けた企業集団については、当該企業集団に属する親会社から子会社への出向社員を、子会社の主任技術者や監理技術者にできるものとして取り扱うこととなった。

（事務担当：管理課業務係）

国 土 建 第 357 号
平成 28 年 12 月 19 日

地方整備局等建設業担当部長　あて
都 道 府 県 主 管 部 局 長　あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者及び監理技術者については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところであり、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合には、健康保険被保険者証等により確認を行ってきたところである。

一方、昨今の建設投資の低迷による経営環境の悪化等に対応するため、建設業者が持株会社化により企業集団を形成し、これと一体となって経営を行うことによって、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例がある。

このような企業集団については、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 14 年 4 月 16 日付け国総建第 97 号）により、企業集団に属する建設業者に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法について定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知について、下記のとおり改めたので通知する。

記

平成２０年国土交通省告示第８５号（以下単に「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企

業集団に属するものに限る。）である建設業者への出向社員を当該建設業者が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該建設業者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該建設業者が当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事について、当該企業集団に属する親会社又はその子会社（当該建設業者を除く。）がその下請負人（当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。）となる場合は、この限りでない。

この取扱いに当たっては、当該出向社員の雇用関係を健康保険被保険者証等により確認するほか、当該出向社員の出向元である親会社と出向先であるその子会社との関係を告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面により確認するとともに、当該出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人を施工体制台帳等により確認することとする。

（参　考）

○持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いに関するＱ＆Ａ

Ｑ１　持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いのポイントについて教えてください。

Ａ１　国土交通大臣の認定を受けた企業集団において、親会社（純粋持株会社）からその子会社（100%子会社である建設業者）への出向社員が当該子会社の請け負った建設工事の主任技術者又は監理技術者となることを認めるものです。

なお、国土交通大臣の認定を受けた企業集団とは、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 85 号」附則 6 の規定により認定を受けた企業集団です。

この企業集団は、おおむね次のようになります。

【企業集団】

(1) (ｲ)のいずれにも該当する親会社及び(ﾛ)のいずれにも該当する子会社から構成されること

(2) 建設業者である子会社が全て含まれること

(3) 親会社、子会社が他の企業集団に属していないこと

(4) 企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合であること

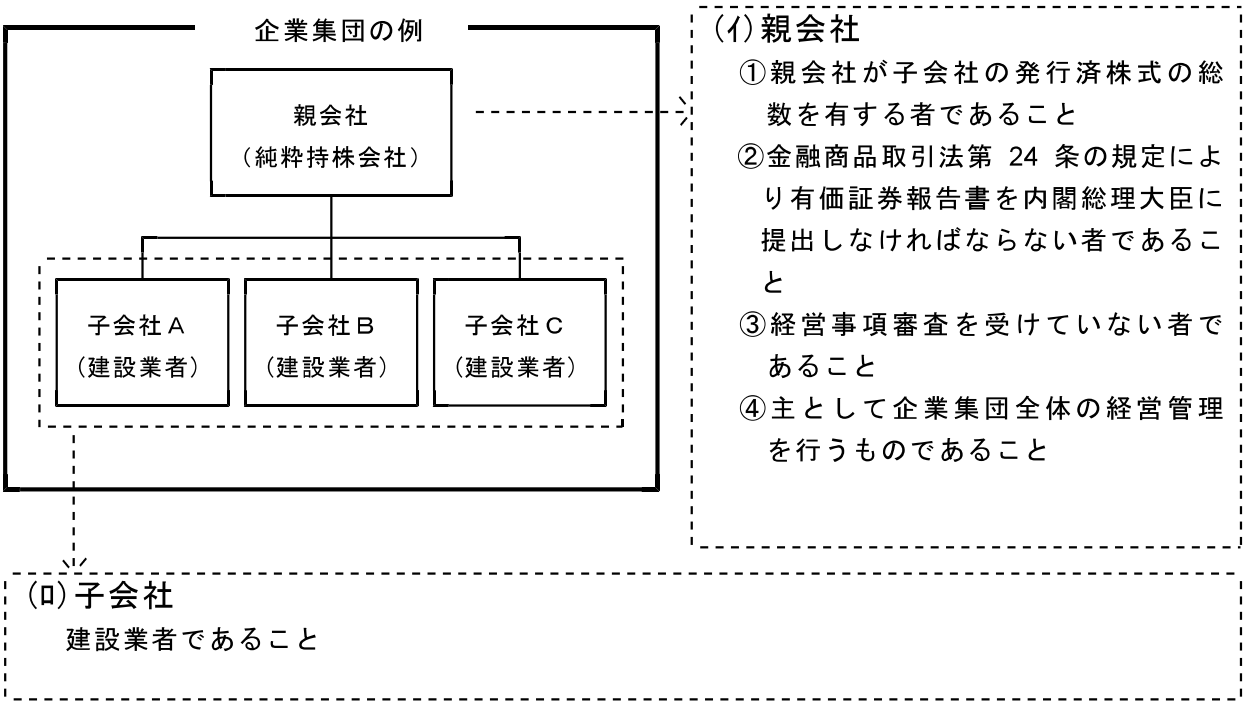

Ｑ２　子会社は同じ企業集団に属する他の子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことはできないのですか。

Ａ２　子会社が主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができるのは親会社からの出向社員であり、他の子会社からの出向社員を監理技術者等として置くことはできません。

Ｑ３　出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に係る条件について教えてください。

Ａ３　子会社がその請け負った建設工事において親会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く場合には、当該建設工事の各下請負人に当該子会社の親会社又は当該子会社と同じ企業集団（国土交通大臣の認定を受けた企業集団）に属する他の子会社が含まれることは認められません。

なお、下請負人がこの条件を満たしているか否かについては、当該建設工事に係る施工体制台帳等により確認することとなります。

Ｑ４　親会社からの出向社員を子会社が監理技術者として置く場合に、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

Ａ４　親会社から子会社への出向社員については、当該出向社員が交付を受けている監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の変更を行う必要はありません。

なお、この場合に発注者支援のためのデータベース等によって当該技術者の雇用関係を確認すると、当該技術者は所属建設業者に関し疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者については、親会社（出向元の会社）又は子会社（出向先の会社）が有する国土交通大臣の認定を受けた企業集団であることを証する書面及び健康保険被保険者証等により、子会社が監理技術者として工事現場に置くことができる社員であるか否かを確認することとなります。

国 不 建 技 第 291 号
令 和 6 年 3 月 26 日

地方整備局等建設業担当部長　殿
都道府県主管部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長

企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。

一方で、これまで「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第119号、以下「旧通知」という。）により、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について定め、運用を行ってきたところである。

今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを下記1．のとおり定めたので通知する。なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社とその連結子会社の間の出向社員に関して一定の要件を設定していることを踏まえ、旧通知における取り扱いについても、下記2．に定めるとおり一部改正し継続するものとする。

本通知は令和6年4月1日より適用し、旧通知は廃止する。

記

1．企業集団内の出向社員を監理技術者等として配置する場合（3ヶ月後等配置可能型）

（1）直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件

会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」とい

う。）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する連結子会社（以下「連結子会社」という。）からなる企業集団（一の親会社である場合に限る、以下「企業集団」という。）(注)に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

ただし、国、地方公共団体及び公共法人等※1 が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）における元請の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日等※2以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。また、公共工事以外の工事における元請の監理技術者等及び全ての工事における下請の主任技術者に、企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、所属建設業者から入札の申込のあった日等※2以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

※1：公益法人等：法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社

※2：指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日、公共工事以外の工事で入札等を行わない場合には見積書の提出のあった日

注：親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象。2. において同じ。

（2）配置可能であることの確認

企業集団内の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。（様式1－1参照）また、当該書類は事後的に確認できるよう、建設業法 40 条の3に規定する帳簿の保存期間と同期間保存しておくこととする。

1）出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類

2）出向であることを証する書類（出向契約書、出向協定書等）

3）一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す以下の書類

① 有価証券報告書により親会社及び当該連結子会社が確認できる場合：
有価証券報告書（親会社及び当該連結子会社が確認できる部分抜粋）

② ①で確認ができない場合：以下すべて
・事業報告書又は連結計算書類（親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋）
・会計監査人による監査報告書（会計監査人が明示されている部分の抜粋）

③ ①及び②で確認ができない場合：以下すべて
・有価証券報告書、事業報告書又は連結計算書類（親会社及び連結子会社数が確認できる部分の抜粋）
・連結子会社一覧（様式１－２参照）

④ ①～③で確認ができない場合：
①～③の書類と同程度に客観性が確保されると判断される書類

２．親会社及びその連結子会社の間の出向社員を監理技術者等として配置する場合（即時配置可能型）

（１）直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする要件

企業集団に属する親会社とその連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。ただし、当該出向先の建設業者が当該出向社員を監理技術者等として配置する建設工事について、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社がその下請負人（当該建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合の各下請負人をいう。以下同じ。）となる場合は、この限りでない。

なお、次の１）から６）までの要件のいずれにも適合することについて国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による確認（以下「企業集団確認」という。）を受けなければならないものとする。

１）一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。
２）親会社及び連結子会社が建設業者であること。
３）２）の連結子会社がすべて１）の企業集団に含まれる者であること。
４）親会社又はその連結子会社（その連結子会社が２以上ある場合には、それらのすべて）のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

5）親会社又はその連結子会社が、既に本通知2．（旧通知含む）による取扱いの対象となっていないこと。

（2）配置可能であることの確認

親会社及びその連結子会社の間の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておき、注文者の求めに応じ提出等を行う必要がある。

1）出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類
2）出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）
3）企業集団確認書
4）施工体制台帳等（出向社員を監理技術者等として置く建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないことを確認する。）

（3）企業集団確認書の申請

企業集団確認の申請手続きを行う者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

1）企業集団確認の申請は、様式2－1の例による「企業集団確認申請書（以下「申請書」という。）」に次に掲げる書類を添付して、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に提出しなければならない。

イ　次に掲げるいずれかの書類

（イ）　親会社が有価証券報告書提出会社である場合は、申請時の親会社、連結子会社、非連結子会社の体制（以下「会社体制」という。）における①の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①及び②の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①有価証券報告書
②①作成時から変更となった会社体制がわかる資料（当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、有価証券報告書の監査人の確認を受けた書類等）

（ロ）親会社が有価証券報告書提出会社以外である場合は、申請時の会社体制における①及び②の写し。

ただし、直近の①作成後に、合併等により会社体制が変更になった場合は、直近の①、②及び③の写しを提出すること。その場合、当該変更後、①及び②を新たに作成した場合は、速やかにその写しを国土交通省不動産・建設経済局建設業課長に提出しなければならない。

①会計監査人の監査を受けた、会社法第435条第2項に規定する事業報告

②会計監査人の監査を受けた、会社法第444条第1項に規定する連結計算書類等で事業報告時点のもの

③①作成時から変更となった会社体制がわかる資料（当該変更の内容を示す公表資料、登記簿謄本、会計監査人の確認を受けた書類等）

ロ　親会社及びその連結子会社の建設業の許可の通知書の写し

2）1）の申請は、当該企業集団の親会社が行うものとする。

3）1）の申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属するすべての会社が承認したものでなければならない。

4）企業集団確認の手続きは、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において行う。

5）国土交通省不動産・建設経済局建設業課長は、当該申請者に対して、様式2－2の例による企業集団確認書を交付する。

6）当該企業集団確認書の有効期間は交付の日から3年とする。なお、旧通知に基づき交付されている確認書のうち、有効期限が令和6年4月1日以降となっているものについては、交付済みの確認書に記載の有効期限に2年を加えた日までを有効期限とする。

7）当該企業集団確認書の有効期間内に記載内容の変更がある場合は、親会社は国土交通省不動産・建設経済局建設業課に速やかに変更内容を報告することとする。なお、変更後の内容では企業集団確認の要件を満たしていない場合は、変更があった時点で当該企業集団確認書は無効とする。

3．その他

（1）企業集団確認書を取得している企業集団であっても、1．を適用することは可能である。

（2）本通知にかかる書類は、電磁的方法によって作成・保存することができるものとする。

以　上

（様式１－１）
令和〇年〇月〇日

出向社員に関する証明について

所　在
商　号
代表者
担当者氏名：
連絡先：xxx-xxxx-xxxx

主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐に配置を予定している出向社員について、令和6年3月26日付け国不建技第 291 号1．（2）（3ヶ月後等配置可能型の要件）に適合していることを下記の証明書類にて証明いたします。

記

配置予定技術者名　〇〇〇〇

（1）出向社員の出向元の会社との間の雇用関係の確認

確認書類
□健康保険被保険者証　　□その他（〇〇）

（2）出向であることの確認

出向先で3ヵ月間以上雇用※1	出向開始日	確認書類
□3ヵ月以上	令和〇年〇月〇日	□出向契約書　□その他（〇〇）

※1「公共工事の元請の場合の親子間」及び「連結子会社間」の出向は、入札日から3ヵ月以上出向先に雇用されていることを確認

（3）出向元および出向先の会社が一の親会社とその連結子会社からなる企業集団に属していることの確認

① 親会社

商号／所在	出向元／先	確認書類※2
商号：〇〇〇〇 所在：〇〇〇〇	□出向元 □出向先	□有価証券報告書　□事業報告書 □連結計算書類　　□その他(〇〇)

※2 親会社が記載されている頁を抜粋

② 連結子会社（出向社員に関係する会社のみ記載）

商号／所在	出向元／先	確認書類※3
商号：〇〇〇〇 所在：〇〇〇〇	□出向元 □出向先	□有価証券報告書 □事業報告書（監査報告書を併せて添付）※4、※5 □連結計算書類（監査報告書を併せて添付）※4 □その他（連結子会社一覧※6 ）
商号：〇〇〇〇 所在：〇〇〇〇	□出向元 □出向先	□有価証券報告書 □事業報告書（監査報告書を併せて添付）※4、※5 □連結計算書類（監査報告書を併せて添付）※4 □その他(連結子会社一覧※6)

※3 当該連結子会社が確認できる頁を抜粋（有価証券報告書：「関係会社の状況」欄等、事業報告書：「重要な子会社及び関連会社の状況」欄等、連結計算書類：連結注記表等）
※4 事業報告書又は連結計算書類の場合は、会計監査人の監査報告書（監査人が分かる頁）を併せて添付
※5 当該連結子会社が親会社の連結であることが確認出来る場合は連結子会社の事業報告書でも可
※6 有価証券報告書等で当該連結子会社が省略されている場合は、連結子会社一覧にて証明（様式１－２参照）も可

※内容が網羅されていれば様式は本様式以外であっても可

（様式１－２）
令和〇年〇月〇日

連結子会社一覧

所　在
商　号
代表者

「出向社員に関する証明について」にかかる確認書類（有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等）において、出向元または出向先の会社が省略されているため、連結子会社一覧を下記のとおり証明いたします。

記

No.	会社名	所在
1	国交建設	東京都千代田区霞が関２－１－３

（会計監査人氏名及び連絡先）
会計監査人氏名：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇〇

※確認書類（有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等）において連結子会社が一部省略されており、出向元または出向先の会社が記載されていない場合のみ作成。

※内容が網羅されていれば様式は本様式以外であっても可

（様式 ２－１）
令和〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認申請書

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長　殿

所　在
商　号
代表者
担当者
連絡先　xxx-xxxx-xxxx

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合していることについての確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

（1）企業集団を構成する会社
①親会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
A 社		00-00000	受

②連結子会社のうち、建設業許可を取得している全ての会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
B 社		00-00000	未受
C 社		00-00000	未受

（2）非連結子会社のうち建設業許可を取得している全ての会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
D 社		00-00000	受
E 社		00-00000	未受

以上の申請内容を承認します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

所　在
商　号
代表者
担当者
連絡先　xxx-xxxx-xxxx

所　在
商　号
代表者
担当者
連絡先　xxx-xxxx-xxxx

※（1）の企業集団に属する各社の承認が必要

（様式２－２）
令和〇〇年〇〇月〇〇日

企業集団確認書

商　号
代表者

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課長
（　公　印　省　略　）

下記の企業集団について、令和6年3月 26 日付け国不建技第 291 号2. の要件に適合することの確認をしたので確認書を交付する。この確認書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。なお、記載内容の変更がある場合は、速やかに報告することとし、当該要件に該当しない変更があった場合は無効とする。

記

（1）企業集団を構成する会社
①親会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
Ａ 社		00-00000	受

②連結子会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
Ｂ 社		00-00000	未受
Ｃ 社		00-00000	未受

（2）非連結子会社

商　号	所　在	許可番号	経営事項審査
Ｄ 社		00-00000	受
Ｅ 社		00-00000	未受

※（1）の会社において、在籍出向したものを工事の監理技術者等として配置した場合は、（1）及び（2）に記載された企業と下請契約を締結することは出来ない。

以　上

国不建第 601 号
令和 5 年 3 月 13 日

地方整備局等建設業担当部長 殿
都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は
主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合や主任技術者については、健康保険被保険者証等により確認を行っているところである。

官公需適格組合（以下、「組合」という。）の組合員から組合への在籍出向者たる監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及び確認方法等については、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年3月 24 日付け国土建第 483 号）により定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知を廃止し、下記のとおり定めたので通知する。なお、本通知は監理技術者等の取扱い等について定めるものであり、従来からの官公需適格組合の施工方式等を変更するものではない。

本通知による事務取扱いは、令和5年4月1日より適用する。

記

1．直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとして取り扱う場合

組合及び当該組合の組合員のうち次に掲げる（1）の要件に適合するものについて、組合が元請として受注した工事において、組合員から組合への在籍出向者（以下単に「在籍出向者」という。）を監理技術者等として配置し、（2）の要件に基づき施工を行う場合は、当該組合と当該在籍出向者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

（1）組合及び組合員の要件

1）組合が次のいずれにも該当すること。

①建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者（以下単に「建設業者」という。）であること。

②官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（61 企庁第 834 号）による官公需適格組合の証明を受けた者であること。

2）組合員が次のいずれにも該当すること。

①建設業者であること。

②建設業法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていないこと。

③主たる営業所の所在地（以下、「所在地」という。）が組合の所在地と同一都道府県内にあること。

（2）施工時の要件

施工方法が共同施工方式（各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式）であり、組合が組合員（組合への在籍出向を行わない組合員を含む）と当該工事について下請契約を締結していないこと。なお、当該組合に属さない建設業者と下請契約を締結することは差し支えない。

2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いを受ける監理技術者等を配置する工事について、その配置の適正性を確認する必要がある場合は、それぞれ次に掲げる事項を、次に掲げる書類等により確認するものとする。

（1）監理技術者等の雇用関係について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等と出向元の組合員との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

②確認書類等

監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等

（2）監理技術者等の出向先の組合について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等の出向先の組合が、官公需適格組合の証明を受けた建設業者でありかつ出向元をその組合員の一つとするものであること。

②確認書類等

組合の建設業の許可の通知書及び中小企業庁により認可を受けた官公需適格組合の証明書並びに官公需適格組合員一覧

（3）監理技術者等の出向元の組合員について

①確認事項

所在地が組合の所在地と同一都道府県内にある建設業者であり、経営事項審査を受けていないこと。

②確認書類等

組合員の建設業の許可の通知書、経営事項審査結果の公表の許可番号検索（（一財）建設業情報管理センターのホームページ）等

（4）施工方式について

①確認事項

在籍出向者を監理技術者等として配置する建設工事の下請負人に当該組合の組合員（組合への在籍出向を行わない組合員を含む）が含まれていないこと。

②確認書類等

施工体制台帳（施工体制台帳による確認ができない場合は、下請契約書等の書類）

管　第 44 号
平成 8 年 2 月14日
（令和５年１月１日一部改正）

部内各所属長　殿

土　木　部　長

監理技術者資格者証制度について

このことについて、平成２年５月28日付け管第 468号で通知したところであるが、このたびの建設業法等の改正に伴い、今後は下記のとおり取扱うこととしたので徹底されたい。

記

1　下請に出す工事の総額が 3,000万円※①（建築一式工事の場合は 4,500万円※②）を超える場合は、下請負届の提出時に監理技術者資格者証の写しの添付を求め、元請業者が資格者を保有していることを確認する。

2　資格者が必要な工事の監察及び監督にあたっては、監理技術者資格者証の提示を求め、現に資格者が設置されていることを確認する。

3　工事現場に掲げる標識の掲示を徹底させ、資格者が設置されていることを対外的に明らかにする。

なお、平成８年６月29日からは、監理技術者資格者証制度は指定建設業に限らず全ての特定建設業に適用されることになるので、全ての工事において上記の取扱いをされたい。

（令和５年１月１日施行）
※①3,000万円 → 4,000万円、※② 4,500万円　→　6,000万円

（事務担当　管理課業務係）

事　務　連　絡
平成２４年３月２７日

部内各所属長殿

建設技術企画課長

工事現場における作業主任者の選任の徹底について（通知）

公共工事においては、平素から労働安全衛生法及び関係法令や土木安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱、公共工事の発注における工事安全対策要綱等の遵守により、工事現場における安全衛生管理や第三者への災害の防止の徹底等を図っているところです。

このうち、工事現場における作業主任者の選任については、労働基準監督署が中心となって開催している「公共工事発注機関労働災害防止連絡協議会」における資料を「設計積算資料（富山県土木部）」に掲載し、作業主任者の選任が必要な作業について周知しているところですが、建設工事で必要と考えられる作業主任者について一部記載がされていなかったため、別添のとおり追加します。

貴職におかれましては、事故を未然に防止するため、施工業者に対し、作業主任者の選任の徹底を図るよう改めて指導願います。

（事務担当　技術指導係）

設計積算資料1ー7ー32ページ以降（その他　労働災害防止関係資料）に掲載されている作業主任者の必要な作業（抜粋版）について、建設工事で必要と考えられる下表の作業主任者を追加する。

名　称	法　令	作業の内容	資　格
ガス溶接作業主任者	法 4 令6･2号 安衛則16	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は、加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者
鉛作業主任者	法 4 令6･19号 安衛則16	令別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛作業（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業	鉛作業技能講習会を修了した者

令　別表第四　鉛業務（第六条関係）抜粋

一　鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リツトルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。）

二　銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱（鉛を三パーセント以上含有する原料を取扱うものに限る。）、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務

三　鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉砕、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

四　電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務

五　鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鋳造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込の業務

六　鉛化合物（酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。）を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉砕、混合、空冷のための撹拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

七　鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む。）

八　鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋲打ち（加熱して行なう鋲打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務

九　鉛装置の内部における業務

十　鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務（前号に掲げる業務を除く。）

事　務　連　絡
平成30年３月15日

都道府県建設業主管部局長　殿

国土交通省　土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定について

建設現場を支える中核となる人材として、登録基幹技能者講習を修了した者（以下、「登録基幹技能者」という。）の果たすべき役割の重要性が増しており、今後、登録基幹技能者制度の更なる普及を図ることが必要です。

登録基幹技能者制度のより一層の普及・活用と、できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が建設業法（昭和２４年法律第１００号）に定める主任技術者と同等以上と認められるものについて、主任技術者の要件を満たす者として位置付けることとし、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成２９年国土交通省令第６７号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たすこととされました。

また、今般、同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第７条の３第３号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成３０年国土交通省告示第４３５号））により、建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習が定められました。

さらに、これらを踏まえ、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成３０年３月１５日付け国土建整第７０号）により、登録基幹技能者講習事務の運用について、

・受講資格として単一の建設業の種類における実務経験年数を１０年以上要することの明確化
・主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるよう、講習修了証への記載例の変更

などの所要の改正を行っております。

これらの改正により、平成３０年４月１日から、別添資料のとおり、登録基幹技能者が主任技術者の要件を満たす者として認められることとなったところです。

貴職におかれては、本内容につきまして、管下の市区町村に周知いただくとともに引き続き、登録基幹技能者制度のより一層の活用・普及に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本内容については、建設業関係団体宛にも周知している旨申し添えます。

富山県
収 30.3.22 受
建設技術企画課

【別添資料】

・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

【参考資料】

・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成２９年国土交通省令第６７号）

・建設業法施行規則第７条の３第３号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成３０年国土交通省告示第４３５号）

・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成３０年３月１５日付け国土建整第７０号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

登録基幹技能者の主任技術者要件への認定

（平成29年11月10日公布・施行）

国土交通省

・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

＜改正内容＞

○　登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの（※）については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。（建設業法施行規則第7条の３の改正）

※　建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年４月１日に施行

公的資格を有する者の配置推進

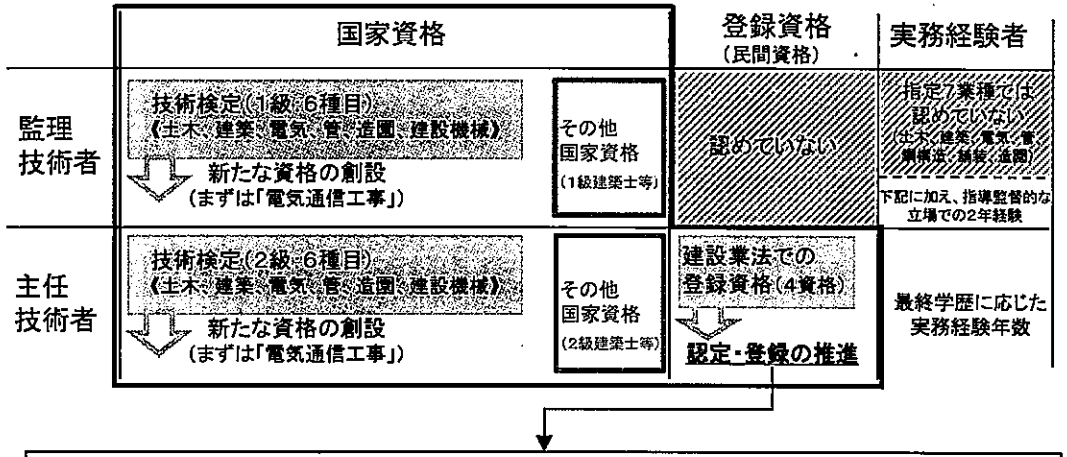

〔登録基幹技能者講習の受講要件〕
① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験
② ３年以上の職長経験
③ 実施機関が定める資格（最上級の技能者資格等）の保有

〔資格者数〕33職種（43機関）　56,977人（平成29年3月末現在）

登録基幹技能者となるための実務経験等について

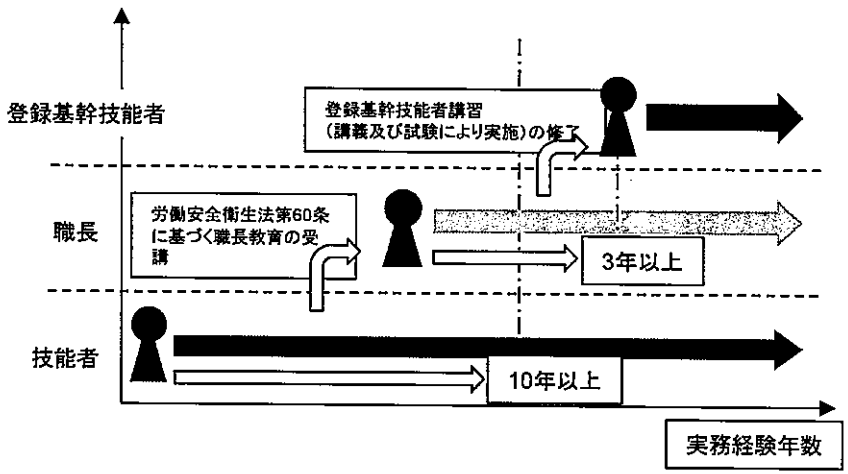

登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに１０年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの１０年以上の経験に加え、職長として３年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している

（現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待）

国土交通省

登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

登録基幹技能者講習	建設業の種類
登録電気工事基幹技能者講習	電気工事業、電気通信工事業
登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
登録造園基幹技能者講習	造園工事業
登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録防水基幹技能者講習	防水工事業
登録トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録建設塗装基幹技能者講習	塗装工事業
登録左官基幹技能者講習	左官工事業
登録機械土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録海上起重基幹技能者講習	しゅんせつ工事業
登録ＰＣ基幹技能者	とび・土工工事業、鉄筋工事業
登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録圧接基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録型枠基幹技能者講習	大工工事業
登録配管基幹技能者講習	管工事業
登録鳶・土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上工事業
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	建具工事業
登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
登録建築板金基幹技能者講習	板金工事業、屋根工事業
登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装工事業、左官工事業、防水工事業
登録ダクト基幹技能者講習	管工事業
登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁工事業
登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録冷凍空調基幹技能者講習	管工事業
登録運動施設基幹技能者講習	とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業
登録基礎工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック工事業
登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工工事業、塗装工事業
登録消火設備基幹技能者講習	消防施設工事業
登録建築大工基幹技能者講習	大工工事業
登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事業

国土建整第70号
平成30年3月15日

富山県　土木部長　様

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長

登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）

標記について、登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定に伴い所要の改正を行ったことから、登録基幹技能者講習事務の申請及び実施に当たっては、下記により取扱われたい。

本通達は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月23日付け国土建整第181号は本通達の施行をもって廃止する。

記

1　登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について

(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「規則」という。）第18条の3の2第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

①　講義の概要

ア　講義を行う科目

イ　アの科目ごとの内容

ウ　イの内容ごとの講義時間

エ　イの内容ごとの講師となるべき者

②　試験の概要

ア　試験を行う科目

イ　アの科目ごとの内容

ウ　試験時間、問題数及び試験方法

富山県
収 30.3.22 受
建設技術企画課

(2) 規則第18条の3の2第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

①　登録基幹技能者講習の課程を修了した者が基幹的な役割を担う建設工事の建設業の種類

②　登録基幹技能者講習事務の一部を他の者に委託する場合にあっては、受託予定者の名称及び委託する事務の内容

③　規則第18条の3の5の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。

ア　登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習委員の変更履歴と当該者の経歴書等。

イ　登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習実施機関の代表者の氏名及び事務所の所在地の変更履歴。

ウ　規則第18条の3の10に定める過去5年間分の財務諸表等の保管状況。

エ　規則第18条の3の14第1項に定める帳簿及び同条第4項に定める過去3年間分の書類の保管状況。

2　登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について

事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第18条の3の4第1項各号に掲げる要件及び規則第18条の3の6各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。

(1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第18条の3の8第2号関係）

登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。

(2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第18条の3の8第3号関係）

①　規則第18条の3の2第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。

②　講義時間及び試験時間は、それぞれ50時間以下、3時間以下を目安とすること。

③　試験方法は四者択一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とするとともに、規則第18条の3の4第1項第2号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。

(3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項　（規則第18条の3の8第4号関係）

①　建設工事に関する実務の経験及び職長の経験があることを判断するための受講資格として、事務規程に以下の内容を定めること。また、申請者の所属を受講資格としないこと。

ア　建設工事に関する実務の経験：1の(2)の①により記載した建設業の種類のうち、一種類以上の実務の経験が10年以上の期間（1の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として10年以上であること）

イ　アのうち職長の経験：3年以上の期間（1の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として3年以上であること）

②　熟達した作業能力を有することを判断するための受講要件として、事務規程に以下の点を留意して定めること。

ア　登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の法令に基づく試験、免許、免状又は講習がある場合には、当該試験の合格、免許若しくは免状の取得又は講習の修了を要件とする

イ　アの試験等が存在しない場合は、登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる試験の合格、講習の修了等を要件とすることができる（特定の所属の者しか受験等できない場合は不可）

ウ　ア又はイに加え、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）を要件とすることは差し支えない

③　受講の申込みに当たり、申請者から以下の書類を求めることについて事務規程に定めること。

ア　実務の経験及び職長の経験を証明する書類（建設工事ごとに実務の経験及び職長の経験の内容（工事名、作業内容及び期間を含む。）が明記され、当該申請者の実務の経験を有する建設業の種類を判定することが可能なもの）で、その内容について事業主（事業主が

証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者）が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求めること）

イ　職長の経験を証明するものとして、以下のいずれかの書類

(a) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条に規定する教育を受けたことを証する書類

(b)　上記アの職長の経験について、アの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの

④　登録基幹技能者講習試験を不合格となった者に対する次回以降の講義の受講免除措置を事務規程に定めることができる。ただし、この受講の免除は、翌々年度までかつ2回までに限るものとする。

(4)　登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項（規則第18条の3の8第5号関係）

受講手数料は、申請者の所属にかかわらず、同一の料金にすること。

(5)　登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項（規則第18条の3の8第6号関係）

講習委員として、平成20年国土交通省告示第362号の五及び六に掲げる者から一名以上を加えること。

(6)　登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項（規則第18条の3の8第9号関係）

①　講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が実務の経験を有する建設業の種類をその表面に記載すること。

②　①の記載に当たっては、登録基幹技能者講習実施機関は、申請者から提出された実務の経験を証明する書類に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ロに適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定する旨を事務規程で定めること。

③　講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が規則第7条の3第3号に該当する場合は、別紙の例に倣い、該当する建設業の種類を明らかにして、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められることをその表面に記載すること。

④　講習修了証には、事務規程に定めることにより、以下の事項をその裏面（備考欄）に記載すること。ただし、事務規程に定めることにより、講習修了証の再交付に代えることができる。

ア　氏名を変更した場合の変更後の氏名

イ　①により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に受講資格を満たした場合の当該建設業の種類の追加

ウ　③により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に規則第7条の3第3号に該当するに至った場合（③による建設業の種類の記載がない場合において、講習修了証交付後に規則第7条の3第3号に該当するに至った場合を含む。）の当該建設業の種類の追加

⑤　講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習修了証の有効期限を記載すること。

(7)　その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項（第18条の3の8第14号関係）

①　更新手続きに関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。

ア　更新手続きの実施場所に関する事項

イ　更新手続きの日程に関する事項

ウ　更新手続きの申込みに関する事項

エ　更新手続きの手数料の額に関する事項

オ　更新講習を実施する場合は、講義の科目、内容、内容ごとの講義時間に関する事項

② 更新手続きの手数料の設定については、申請者の過度な負担とならないよう配慮すること。また、更新手続きの手数料は、申請者の所属にかかわらず同一の料金とすること。

③ 更新手続きは、講習修了証の有効期限の１年前から受付を開始することができる。

④ 講習修了証の有効期限を経過した場合は、事務規程に定めることにより、半年以内に限り更新することができる。また、事務規程に定めるところにより、有効期限経過後１年以内に限り講義の受講を免除することができる。なお、講習修了証の有効期限を経過した者については、経営事項審査における加点対象とはならないことに留意すること。

3　本通達の施行より前に登録基幹技能者講習を修了した者に限り、２の(3)の①のア及びイの年数の要件を単一の建設業の種類における経験年数によって満たさない場合であっても、１の(2)の①の複数の建設業の種類における経験年数によって満たす場合には、２の(7)の更新手続きを行うことができる。ただし、この場合は２の(6)の③、２の(6)の④のウは、適用しないこととする。

4　本通達の施行より前に交付された講習修了証は今後も有効とするが、施行後、登録基幹技能者講習実施機関は２の(6)の③、２の(6)の④のウの記載をした講習修了証を２の(3)の①のア及びイを満たす者に速やかに交付するよう努めること。交付に係る費用は、事務規程に定めるところにより、実費分を本人負担とすることができるものとする。

（別紙）

修了証　表面の記載例

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証

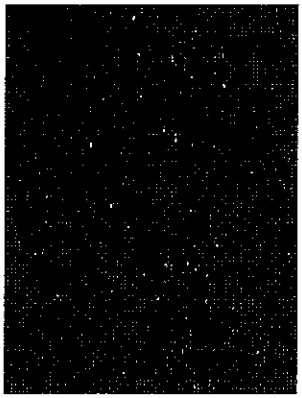

修了証番号　第　　号
氏　　名
（生年月日　　年　　月　　日）
実務経験を有する建設業の種類：　　工事業
この者は、建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号
の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、（建設業の種類）について、建設業法第２６条第１項の
主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

（登録基幹技能者講習実施機関の名称）　　印
（登録番号　第　　番）

事　務　連　絡
平成３０年７月１１日

各都道府県建設業主管部局長　殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成２９年国土交通省令第６７号）及び同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第７条の３第３号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成３０年国土交通省告示第４３５号））により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を修了した者については、本年４月１日より、主任技術者の要件を満たす者として認められることとなりました。

これに伴い、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成３０年３月１５日付け国土建整第７０号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請しているところです。

ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、建設業許可部局及び工事発注部局におかれましては、主任技術者要件や営業所における専任の技術者要件を確認する際には、別表をご活用の上、円滑な事務手続きに努めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

富山県
収 30.7.13 受
建設技術企画課

【参考資料】
・登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて
・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定
・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について
・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（抄）（平成２９年国土交通省令第６７号）
・建設業法施行規則第７条の３第３号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成３０年国土交通省告示第４３５号）
・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成３０年３月１５日付け国土建整第７０号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

国土交通省

○登録基幹技能者は、平成３０年４月１日より、主任技術者要件を満たす者として認められることとなった。
※平成２９年国土交通省令第６７号、平成３０年国土交通省告示第４３５号

○これに伴い、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請している。
※平成３０年３月１５日付国土建整第７０号「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知

○ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、建設業許可部局及び工事発注部局においては、主任技術者要件や営業所における専任の技術者要件を確認する際には、以下の表を活用し、円滑な事務手続きに努められたい。

＜従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習＞

以下の講習について、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について、１０年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者講習	電気、電気通信	11	登録PC基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工、鉄筋	18	登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者講習	管
3	登録造園基幹技能者講習	造園	12	登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋	19	登録ﾘﾌｫｰﾑ・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ基幹技能者講習	建具	27	登録運動施設基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工、舗装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工	13	登録圧接基幹技能者講習	鉄筋	20	登録エクステリア基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	28	登録基礎工基幹技能者講習	とび・土工
5	登録防水基幹技能者講習	防水	14	登録型枠基幹技能者講習	大工	21	登録建築板金基幹技能者講習	板金、屋根	29	登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者講習	塗装	15	登録配管基幹技能者講習	管	23	登録ダクト基幹技能者講習	管	31	登録消火設備基幹技能者講習	消防施設
8	登録左官基幹技能者講習	左官	16	登録鳶・土工基幹技能者講習	とび・土工	24	登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁	32	登録建築大工基幹技能者講習	大工
9	登録機械土工基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工	17	登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工	25	登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

＜従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習＞

以下の講習については、従前の講習修了証では、主任技術者の要件を満たしていることを確認出来ないため、留意されたい。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
2	登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物、とび・土工
6	登録トンネル基幹技能者講習	土木（※）、とび・土工
10	登録海上起重基幹技能者講習	土木（※）、しゅんせつ
22	登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装、左官、防水
30	登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工、塗装

○登録橋梁基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習及び登録標識・路面標示基幹技能者講習については、複数の建設業における経験年数を合算することにより、講習の受講資格（１０年以上の実務経験）を満たして講習を修了した者がいることから、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。
※登録トンネル基幹技能者講習及び登録海上起重基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

○登録外壁仕上基幹技能者講習については、従前の講習修了証に実務経験を有する建設業の種類が記載されておらず、塗装、左官、防水のうち、いずれの建設業の種類について１０年以上の実務経験を有しているのか確認できないため、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。

（参考）登録基幹技能者講習修了証の様式について

国土交通省

（新様式）

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証

[redacted]

修了証番号　第　　号
氏　　名
（生年月日　　年　　月　　日）
実務経験を有する建設業の種類：　　工事業
この者は、建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号
の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、（建設業の種類）について、建設業法第２６条第１項の
主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

（登録基幹技能者講習実施機関の名称）　　印
（登録番号　第　　番）

新様式には、主任技術者の要件を満たす者であると認められる旨明記することとなっている。

（旧様式）

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証

[redacted]

修了証番号　第　　号
氏　　名
（生年月日　　年　　月　　日）
実務経験を有する建設業の種類：　　工事業
この者は、建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号
の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

（登録基幹技能者講習実施機関の名称）　　印
（登録番号　第　　番）

旧様式においても、１０年の実務経験を有する建設業の種類が明記されており、一部の講習（※）を除き、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

※登録橋梁基幹技能者講習
　登録トンネル基幹技能者講習
　登録海上起重基幹技能者講習
　登録標識・路面標示基幹技能者講習
　登録外壁仕上基幹技能者講習

注：登録建築大工基幹技能者講習の修了証には、建設業の種類が記載されていないが、同講習の受講資格として設定している建設業の種類は「建築大工」のみであるため、修了証により建築大工に係る主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録基幹技能者の主任技術者要件への認定

（平成29年11月10日公布・施行）

国土交通省

・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

＜改正内容＞

○ 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの（※）については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。（建設業法施行規則第7条の３の改正）

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年４月１日に施行

公的資格を有する者の配置推進

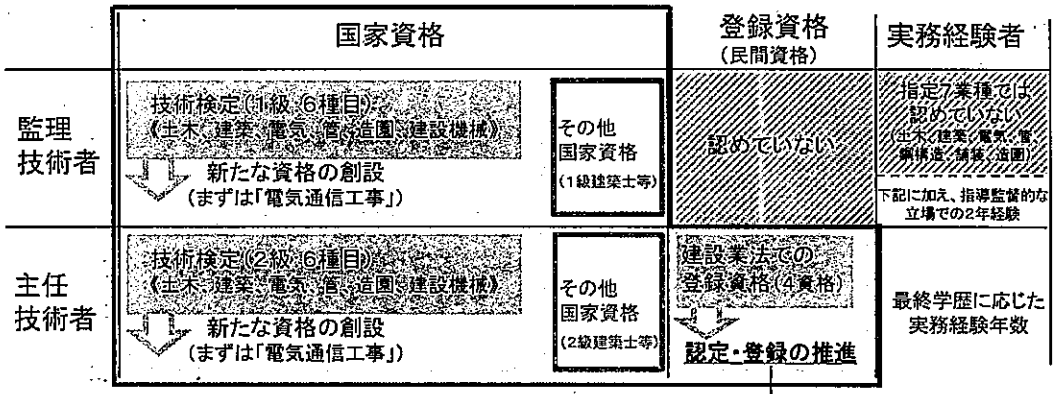

〔登録基幹技能者講習の受講要件〕

① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験

② ３年以上の職長経験

③ 実施機関が定める資格（最上級の技能者資格等）の保有

〔資格者数〕33職種（43機関） 56,977人（平成29年3月末現在）

登録基幹技能者となるための実務経験等について

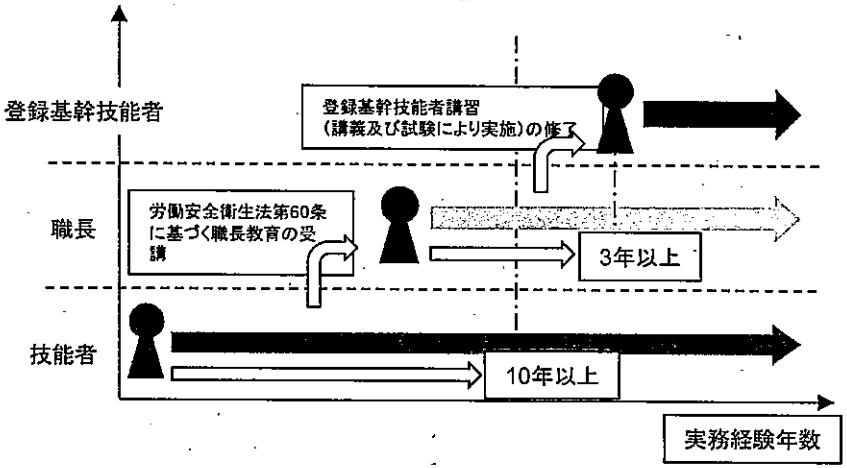

登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに１０年以上の実務経験を有すること（学歴に応じた短縮規定あり）とされているが、登録基幹技能者はこの１０年以上の経験に加え、職長として３年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している

（現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待）

国土交通省

登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

登録基幹技能者講習	建設業の種類
登録電気工事基幹技能者講習	電気工事業、電気通信工事業
登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
登録造園基幹技能者講習	造園工事業
登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録防水基幹技能者講習	防水工事業
登録トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録建設塗装基幹技能者講習	塗装工事業
登録左官基幹技能者講習	左官工事業
登録機械土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録海上起重基幹技能者講習	しゅんせつ工事業
登録ＰＣ基幹技能者	とび・土工工事業、鉄筋工事業
登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録圧接基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録型枠基幹技能者講習	大工工事業
登録配管基幹技能者講習	管工事業
登録鳶・土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上工事業
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	建具工事業
登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
登録建築板金基幹技能者講習	板金工事業、屋根工事業
登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装工事業、左官工事業、防水工事業
登録ダクト基幹技能者講習	管工事業
登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁工事業
登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録冷凍空調基幹技能者講習	管工事業
登録運動施設基幹技能者講習	とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業
登録基礎工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック工事業
登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工工事業、塗装工事業
登録消火設備基幹技能者講習	消防施設工事業
登録建築大工基幹技能者講習	大工工事業
登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事業

国土建第３１７号
令和元年10月30日

各地方整備局等建設業担当部長　殿
各都道府県建設業主管部局長　　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

今般、登録土工基幹技能者講習及び登録ＡＬＣ基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして同号ハの規定に基づき認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

１．今回の改正内容について

法第七条第二号ハにより、国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定した者についても主任技術者等に該当する（法第二十六条第一項）とされており、当該認定の対象として登録基幹技能者講習の修了者が建設業法施行規則第七条の三第三号に規定されているところ、今回その対象となる登録基幹技能者講習として以下の２種目について追加を行った。

建設業	登録基幹技能者講習の種目
とび・土工工事業	登録土工基幹技能者
タイル・れんが・ブロツク工事業	登録ＡＬＣ基幹技能者

２．スケジュールについて

公布の日から施行する。

（参考）

・登録土工基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた土工（土砂等の掘削、盛り上げ、締固め等を行う工事その他基礎的ないしは準備的工事等）に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録土工基幹技能者講習の修了者

・登録ＡＬＣ基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れたＡＬＣパネル（石灰質原料及びけい酸質原料を主原料とし、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート建材）工事に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録ＡＬＣ基幹技能者講習の修了者

以上